

令和8年4月1日現在

整理前

整理後

保留地

公共道 (道路や公園等の用地となる)

保留地 (未組して事業農の一部に変わる)

イメージ図

2 建築行為等の制限について

詳細は下記ホームページ参照

<http://www.pref.nara.jp/21713.htm>

1) 制限時期

土地区画整理法に基づく事業認可公告から、換地処分公告まで

2) 制限行為

ア 土地の形質の変更

イ 建築物、その他の工作物の新築・増改築

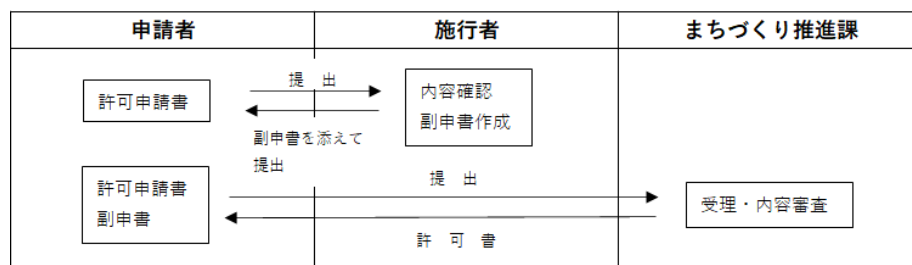
ウ 5 tを超える物件の設置又は堆積

認可等の基準

1 土地区画整理事業の施行に対して、障害とならないこと

2 公益性の観点から、社会通念上許可せざるを得ないと判断されるもの

手続のフロー図



※ 但し、市域においては各市への申請となる。